

取手市立高井小学校 いじめ防止基本方針(概要)



いじめとは

※取手市みんなでいじめをなくすための条例より
いじめとは、子どもと一定の人的関係にある者が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。（条例第2条第1項）

なお、いじめの発生場所は、学校の内外を問わない。

いじめ防止への基本理念

「いじめはどの子どもにも、どの学級や集団にも起こり得るものである」ということ、並びに「いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない」という共通認識のもと、いじめの未然防止、早期発見、早期対応のための取組を行い、安全で安心な学校づくりを推進する。

いじめを許さない学校（未然防止）

☆学習指導の充実

わかる授業・学び合いの保証

「高井スタイル」「学習の決まり」

☆学級経営の充実

自己有用感の向上

（居場所のある学級づくり）

信頼関係の構築

☆道徳教育の充実

人権意識、規範意識の高揚

☆特別活動の充実

人との交流・体験活動（異学年・地域交流）の充実

☆情報モラル教育の充実

インターネット等のモラルを啓発

☆職員研修の充実

いじめに対する指導力の向上

児童の良さを伸ばす関わり方

☆チーム指導の充実

個の見取りと支援

目指す児童像

◎笑顔いっぱい高井小 笑顔を創る高井っ子（スマイルクリエイター）の育成

- ・みんなで力を合わせる笑顔いっぱいの子ども
- ・あいさつをがんばる真心いっぱいの子ども
- ・できることを一つずつ増やすやる気いっぱいの子ども

それって…いじめ?
(早期発見)

☆生徒指導の情報を共有します。

（月2回 生徒指導部会、教育相談部会）

☆いじめ防止対策委員会（定期会月1回）

を開きます。

☆学校生活アンケート（毎月1回）を行います。

☆児童理解（交友関係の観察把握）に努めます。

☆教育相談（随時）並びに個人面談（7月・12月）を行います。

☆保護者とのコミュニケーションを心がけ、積極的な情報交換に努めます。

☆「子どもホットライン」や「SOSダイヤル」の周知を進めます。

もしも… いじめが…

（早期対応）

◎児童の安全・安心を確保します。

◎事実の正確な把握をします。

◎迅速に、丁寧な対応をします。

◎組織で取り組みます。

◎関係機関等との連携を図ります。

相談体制

いつでも どこでも 誰にでも

◆高井小学校

（担任・生徒指導主事・養護教諭 等）

TEL 0297(78)7791

◆取手市役所子育て支援課

または教育委員会指導課

TEL 0297(74)2141

◆取手市立教育総合支援センター

TEL 0297(63)4755

◆いじめ・体罰解消サポートセンター

TEL 029(823)6770

取手市立高井小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめについて

(1) いじめの定義 ※ 取手市みんなでいじめをなくすための条例より

いじめとは、子どもと一定の人的関係にある者が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。（条例第2条第1項）
なお、いじめの発生場所は、学校の内外を問わない。

(2) いじめへの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々の教育活動にて「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが重要である。本校では以下のような、いじめへの基本的な認識のもと、いじめの防止等に取り組むこととする。

- ①いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ②いじめはどの子どもにも、どの学級や集団にも起こり得るものであり、全ての児童に関係する問題である。
- ③いじめは大人には気付きにくいところで行われることが多く、いじめる側といじめられる側が入れ替わることもあり得る。
- ④いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤いじめの態様は、ひやかしやからかいから犯罪にあたるものまで多種多様である。
- ⑥いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2 いじめ防止等に関する基本理念

いじめは、いじめをうけた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は心身に重大な危険を生じさせる恐れがあるものとの共通認識に立ち、本校では以下の基本理念のもといじめ防止等に取り組むこととする。

「いじめはどの子供にも、どの学級や集団にも起こり得るものである」ということ並びに「いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない」という共通認識のもと、いじめの未然防止、早期発見、早期対応・早期解消のために、本校職員、児童、保護者及び教育委員会をはじめとした関係諸機関の力を集結してその取組を行い、安全で安心な学校づくりを推進する。

3 いじめ防止等の対策について

(1) いじめ防止等の対策を推進するためのポイント

上記の事項並びに「取手市みんなでいじめをなくすための条例」を踏まえ、以下の六

④いじめの解決に向けて、主体的に行動しようとする態度の育成
『子ども達自身が、いじめについて考え、行動できるようにする』
・児童の自己肯定感の育成。（集団活動の中で自尊感情を持てるように）
・話し合い活動の推進（自分たちの問題として、話し合い、考え、行動できるように）

⑤保護者との信頼関係に基づく対応

『保護者の理解と協力を得て、いじめの解決を図る』
・加害・被害双方の児童の保護者の理解と協力を得る。
・「学校いじめ基本方針」の周知

⑥地域、関係機関との連携

『社会全体の力を結成し、いじめに対峙する』
・関係各機関との連携、役割の分担を行い、被害児童の支援や加害児童の反省を促す指導を進める。

なお、上記六つのポイントを踏まえて、いじめ防止の取組を推進するにあたっては、
○ いじめの件数が多いことを持って、その学校や学級が問題あるという捉え方をしない。
○ いじめの行為の重大性や緊急性（加害児童の故意性、継続性等を含む）及びその行為により受けた被害児童の心身の苦痛の程度等、個々の状況に応じて適切に対応する必要がある。
○ 行為を受けた児童が苦痛を感じていない場合でも、加害の行為が人権意識を欠く言動である場合などには、いじめと認知する必要がある。

ことについての十分な理解を、教職員はもとより保護者・地域・関係機関等においても得ておく必要がある。

(2) いじめの対策と対処について

① 対処の基本的な流れ

対応手順	対応内容	対応のための手段	注意点・その他
1	いじめの端緒をつかむ	日常生活の中での観察 ・情報収集 (チーム指導、教科担任授業を含む)	・「もしかしたら、嫌な思いをしている？」という観点で ・全職員で
2	発見・発覚	アンケート 本人・保護者等からの訴えなど	・本人や保護者からの訴えの場合、既に重大化している可能性有
			(被害児) ・担任にこだわらず、話しやすい教職員（S Cなど）が聞き取る。 ・嫌なこと、困ったことは何か？

			<p>※ 複数の教職員で、分担をして聞き取りを行う。 (加害児童が複数いる場合には、別室で同時に聞き取りを実施することも検討する。)</p> <p>※ 保護者からの訴えの場合は、学校と保護者の認識にずれがないか、確認する。</p>
4	相談・報告	口頭またはメモしたものを集約して提出する。	<ul style="list-style-type: none"> 速やかに学年に相談 担任または学年の生徒指導担当は生徒指導主事に報告する。
5	認知・評価	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止対策委員会において、いじめかどうか認定をする。 (急を要する場合は、生徒指導主事が仮認定を行う。) いじめがあると判断される場合には、校長に報告。 (深度レベル《②の表参照》により校長が初めから委員会に含まれる場合も有) 	
6	対応方針の決定	<small>決定内容を集約・記録</small>	<ul style="list-style-type: none"> 被害児童の希望を尊重しつつ、いじめ防止基本方針に基づいて、いじめ防止対策委員会で協議し、校長が決定する。
7	教育委員会への報告	<ul style="list-style-type: none"> 電話 文書による報告 	<ul style="list-style-type: none"> 速やかに報告し、対応方針の指示を受ける。 学校が主体となって調査をした場合には、その都度報告する。
8	被害児童の保護者への報告	<small>電話 または 家庭訪問</small>	<ul style="list-style-type: none"> いじめられた児童から聞き取った内容を保護者に報告。 いじめた児童から聞き取った内容ではない 学校としての対応方針を伝える。 調査や対応について、保護者の意向を確認する。 保護者の希望を全て受け入れるかは、注意が必要
9	追加調査	<p>※ 必要に応じ、さらに聞き取り等の調査を行う。</p>	
10	安全確保	<ul style="list-style-type: none"> 座席の変更 グループの編成の考慮 等 	<ul style="list-style-type: none"> いじめられた児童の希望を確認して、教室等でのさらなる事象を回避する。

12	加害児童に対する指導	<ul style="list-style-type: none"> 複数の教職員で指導し、必要に応じて保護者の同席を求める。 反省を促し、自分の行為を自覚させる。 いじめを認めず、いじめがあったことを認定できない場合も、将来のための指導をする。 さらにいじめをやめない場合、出席停止を含めた学校の対応方針を伝える。
13	防止措置の検討と実施	<p>文書等で記録したものを作成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> いじめ防止対策委員会等を開催し、いじめ防止体制の見直しや未然防止教育の推進について、具体策を協議し、全教職員がその認識を共有する。
14	経過観察	<p>各担任(学年) チーム指導 教科担任 S C 他</p> <ul style="list-style-type: none"> 組織的な見守りの体制を整え、相当の期間経過観察を継続し、被害・加害双方の児童に計画的な声かけや面談を実施する。

② いじめの深度レベルと対応主体

深 度	いじめの主な例	主な対応者
レベル 1	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 1対1の比較的軽度な言葉によるからかいや無視 <ul style="list-style-type: none"> ・言葉によるからかい ・無視 ・攻撃的な言動（荒っぽい言葉遣い、乱暴な振る舞い等） 	各担任 (学年)
レベル 2	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 数名の軽度なことばによるいじめ <ul style="list-style-type: none"> ・仲間はずれ ・悪口・陰口・軽度の暴言 ◆ 軽微な器物損壊 	各担任 学年担当 (生徒指導部)
レベル 3	<ul style="list-style-type: none"> ◆ レベル2が継続する ◆ 精神的苦痛を伴う実害を生じるもの <ul style="list-style-type: none"> ・集団による誹謗中傷 ・「うざい」「死ね」などの暴言や書き込み ・軽度の暴力（軽く叩く、足をかけるなど） ・物を隠す 	学年生徒指導担当 生徒指導主事 (いじめ防止対策委員会) (校長)
レベル 4	<ul style="list-style-type: none"> ◆ レベル3が継続したり、繰り返しき起こる ◆ 重度の実害が発生したもの <ul style="list-style-type: none"> ・長期間の集団無視 ・ぬれぎぬ ・服を脱がせる ・強要する ・重度の暴力（けがなどの被害が生じたもの） 	いじめ対策防止委員会 校長

4 いじめ防止等の対策の取組と具体的な組織

(1) いじめを許さない学校づくりのために（未然防止）

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止が重要であり、全ての児童を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壤をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

なお、差別や偏見を防止する観点から次のような児童に特に配慮する。

- ・発達障害を含む、障害のある児童
- ・海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童。
- ・性同一障害や性的指向・性自認に係る児童。
- ・東日本大震災により被災した児童、又は原子力発電所事故等により避難している児童。
- ・新型コロナウィルス等の感染症に感染した児童や家族。

(2) いじめに対する認識や気付きへの対応を充実させるために（早期発見）

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合がある。ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることがなく積極的にいじめを認知することが必要である。

※ 普段の観察時に「いじめ発見のチェックシート」（別紙）を活用する。

◆早期発見のための学校としての取組

①教師と児童の普段のかかわり

普段から共感的な児童理解に努め、些細な変化や交友関係の観察把握に努める。

②組織での検討

児童に関する情報を職員が常に共有し、いじめ問題に対して組織的な対応を図る。

③学校生活（いじめ）アンケートの実施

月1回、また必要に応じて隨時生活アンケート並びに調査活動等を実施する。

④教育相談の充実

希望教育相談並びに全児童を対象とした教育相談を定期的に設定し、児童の動向を観察する。（教育相談主任を中心に行う。）

⑤学校だよりやホームページを活用した「いじめ防止」への保護者への啓発

いじめ防止並びに人権啓発を学校便りやHP等で積極的に保護者に呼びかける。

⑥いじめの相談・通報窓口について

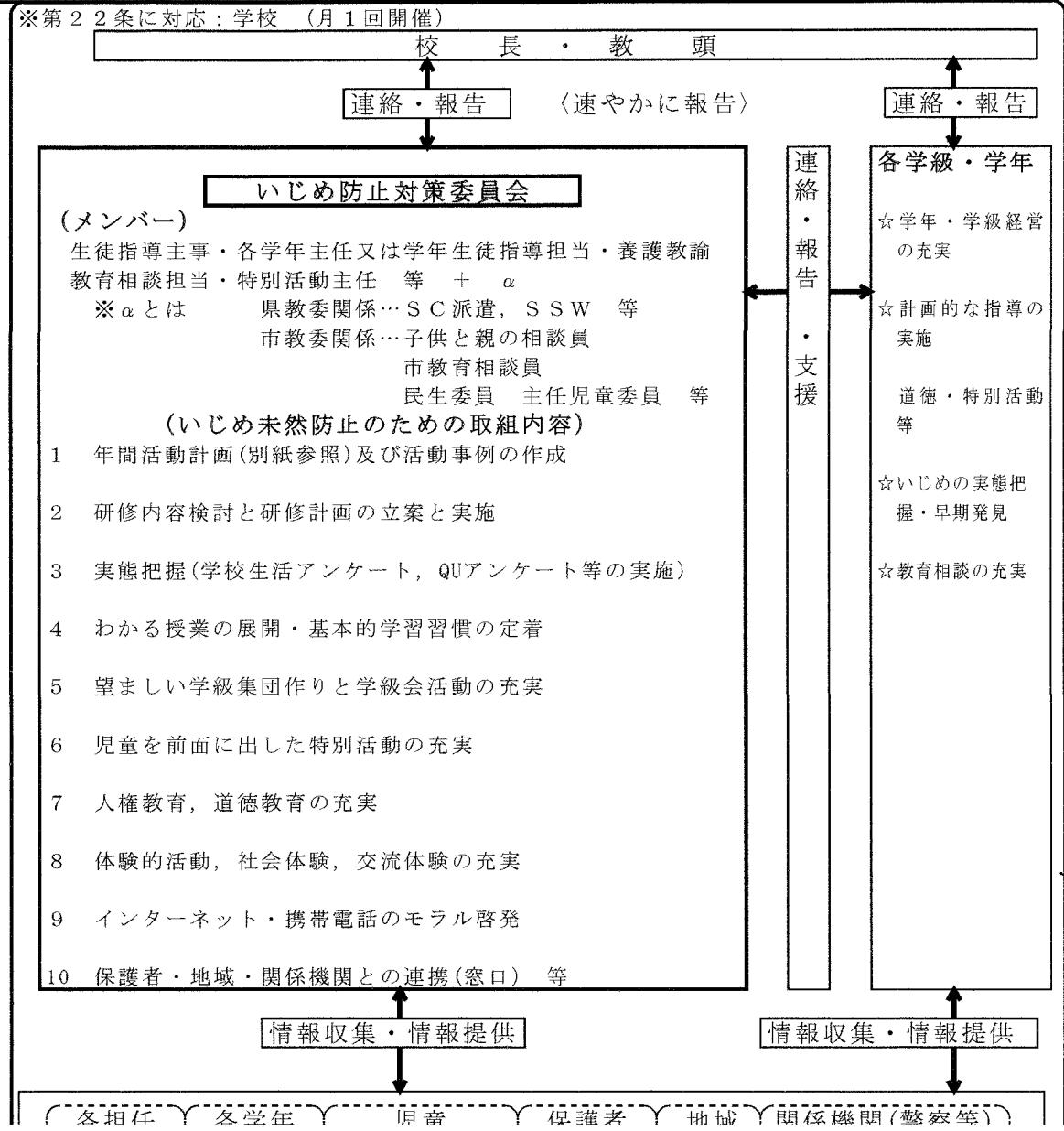
学校以外の第三者機関を児童並びに保護者に周知徹底し、万が一のSOSサインを受け止められるようにする。

⑦家庭及び地域との連携

日頃から保護者とのコミュニケーションに心掛け、好ましい人間関係を作りながら

高井小いじめ防止・対応のための校内組織図

◆未然防止・早期発見のための組織「平常時」（組織図 1）



(3) いじめを認知した場合の適切な対応（早期対応・早期解消）

いじめがあることが認知された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行う。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関等との連携を図る。

以下は、本校におけるいじめの早期対応への取組である。

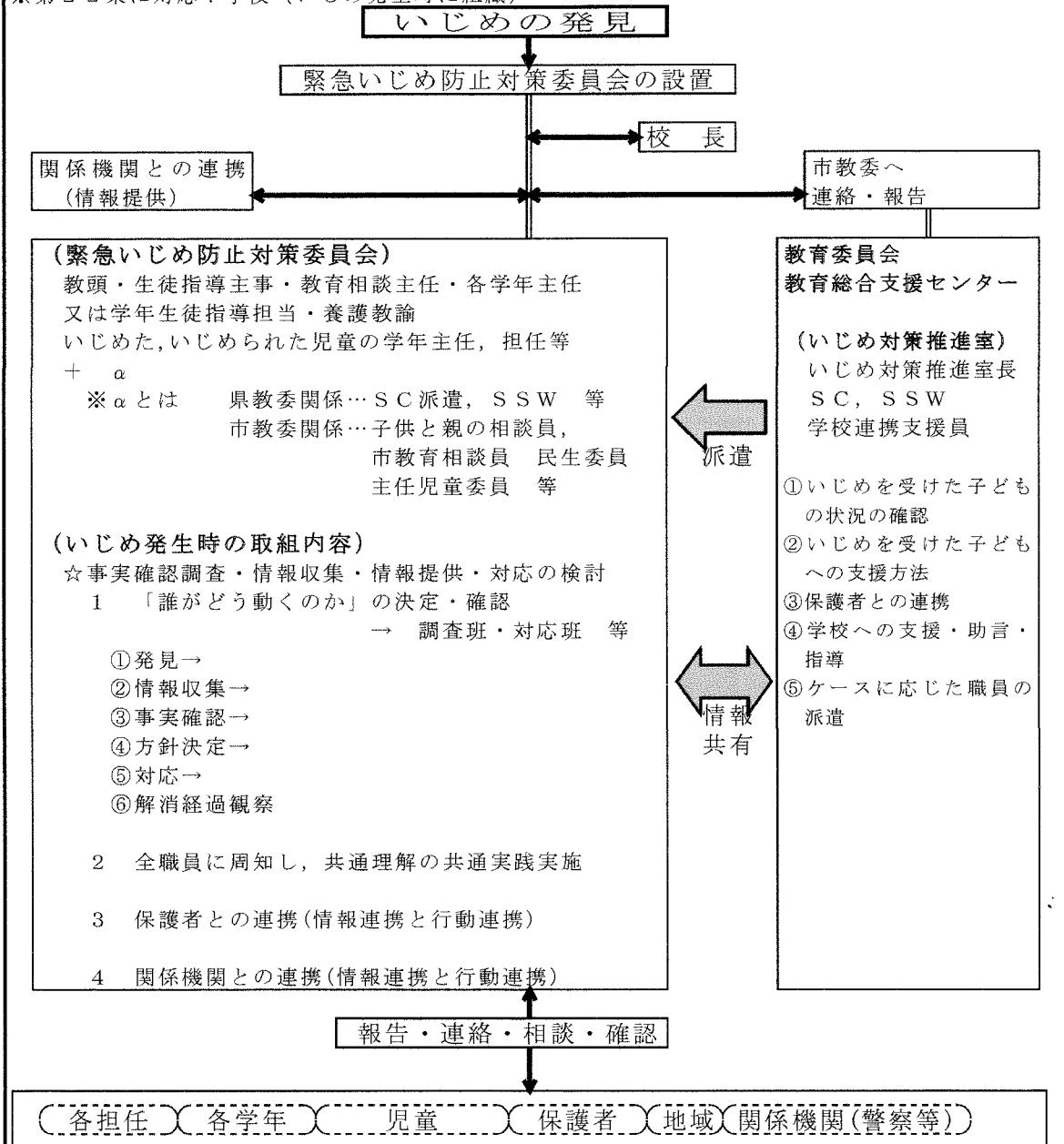
◆早期対応のための本校の取組

- ①いじめ問題に取り組むための組織（いじめ発生時）組織図2
- ②いじめへの具体的対応の手順

- ・情報のキャッチ（いじめに関する情報にアンテナを高くする）
- ・仮判断（生徒指導主事）と被害児童の安全確保、情報の集約
- ・対策チームの編成と立ち上げ（市教育委員会への報告）
- ・対応方針の決定と役割分担の決定（校長を中心として）
- ・関係機関（警察・児童相談所・カウンセラー）への報告連絡と連携の確保
- ・事実究明と被害、加害児童とその保護者への支援並びに指導
- ・学級の児童並びに一般保護者への対応

◆いじめ発見時の対応組織「いじめ発生時」(組織図2)

※第22条に対応：学校（いじめ発生時に組織）



(4) 重大事態と判断されるいじめへの対応

いじめ防止対策推進法第28条に基づき、いじめにより、生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、さらには児童や保護者から重大事態との申し立てがあった場合は、次の対処を行う。

- ア 重大事態が発生した旨を、取手市教育委員会に速やかに報告する。
 - イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
 - ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査をする。
 - エ 調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
 - オ いじめを行った児童・保護者に対してはいじめ解消のための指導に加え、必要に応じ他の子供の教育をうける権利を保障する観点から出席停止や、犯罪行為にあたる場合は所轄警察等との連携協力など毅然とした対応を行う。
 - カ いじめの周辺にいる児童たちや教職員の心のケアに配慮する。その際、スクールカウンセラー緊急派遣等、必要に応じて市教育委員会と相談し活用する。
- 以下は、本校のいじめの「重大事態発生時」に対する取組である。

◆いじめ発見時の対応組織「重大事態発生時：学校組織で調査する場合」（組織図3）

※第28条②に対応：学校（重大事態発生時に組織）

重大事態の発見

重大事態対応「緊急いじめ防止対策委員会」の設置

関係機関との連携
(情報提供)

市教委へ→速報
連絡・報告

(緊急いじめ防止対策委員会)

校長・教頭・生徒指導主事・各学年主任
又は学年生徒指導担当・養護教諭・教育相談担当
いじめた、いじめられた児童の学年主任、担任等
+ α

※αについて

県教委関係…SC派遣、SSW、SC緊急派遣
いじめ体罰解消サポーター、スクールサポーター等

市教委関係…子供と親の相談員、教育相談員
民生委員主任児童委員等

**教育委員会
総合教育支援センター**

指導助言
専門家の派遣

※教育委員会が調査主体となる場合は、
事実関係の調査
情報収集等の実施

(取組内容)

☆市教委の指示を仰ぎながら、事実確認調査・情報収集・情報提供・対応の検討

*情報の収集

*情報の一本化・窓口の一本化→報道等への対応

- 1 「誰がどう動くのか」の決定・確認
→ 調査班・対応班 等

- ①発見
- ②情報収集
- ③事実確認
- ④方針決定
- ⑤対応

⑥事後観察・支援の継続

- 2 全職員に周知し、共通理解の共通実践実施

- 3 保護者との連携

(理解をいただいた上で情報連携と行動連携)

- 4 関係機関との連携(情報連携と行動連携)

報告・連絡・相談・確認

5 その他の重要事項

(1) 取組の振り返りについて(学校評価における留意事項)

- ① いじめの未然防止・再発防止に関する取組についてホームページで公表する。
- ② いじめの早期発見・対応に関する取組について学校便りで公表する。
- ③ 年度ごとにいじめ問題への取り組みを保護者、児童、教職員、学校評議員等で評価検証する。
- ④ いじめに関する点検評価に基づいて、いじめ防止基本方針の見直しを図る。
- ⑤ 学校評価の評価項目への位置付け

(2) いじめの「解消」について

いじめの解消の定義を規定する。被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを含む）が、少なくとも3か月を目安にやんでいること。また、被害が心身の苦痛を感じていないこと。この2つの要件が満たされている必要がある。

(3) 特に配慮が必要な児童についての対応

人権問題への配慮から、下記の児童に対しては特に配慮が必要である。

- ・発達障害を含む、障害のある児童が関わるいじめ。
- ・海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童。
- ・性同一障害や性的指向・性自認に係る児童に対するいじめ。
- ・東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童へのいじめ。
- ・新型コロナウィルス等の感染症に感染した児童や家族への配慮。